

糸満市生活環境保全条例（旧称：糸満市公害防止条例）の概要

平成 26 年 4 月 1 日に糸満市生活環境保全条例（旧称：糸満市公害防止条例）を施行し、事業者や市民に対して環境への負荷低減に向けた取り組みを呼びかけてまいります。

1. 条例改正の理由

沖縄県公害防止条例（以下「旧県条例」という。）が、平成 20 年 12 月 26 日に沖縄県生活環境保全条例（以下「新県条例」という。）に改正、平成 21 年 10 月 1 日に施行されました。県の条例の見直しにあたっては、市町村との役割分担をより一層明確化する必要があり、大気汚染や水質汚濁といった広域性のある公害等については県の役割とし、騒音や悪臭などの生活環境に及ぼす影響範囲がかなり限定される公害等については地域の実情に明るい市町村の役割とするなど、関係法における整理に基づき明確化を図ることとしています。以上の理由から、騒音や悪臭などの規制を含めた糸満市公害防止条例の一部を改正しました。

2. 条例改正の概要

条例名称関係

- ・市民の健康の保護と良好で快適な生活環境の保全を目的とした糸満市生活環境保全条例に名称を改正しました。

本則関係

- ・新県条例、関係法令及び県内他市町村条例を参考に策定しました。特に、新県条例の施行に伴って沖縄県の規制が撤廃された騒音と悪臭については、旧県条例の規制を引き継ぐ内容としました。

[主な改正条項]

第 12 条関係（公害防止協定の締結）・・・義務規定から努力義務規定に改正

第 24 条～第 28 条関係（罰則）・・・・・・懲役刑を除いた上で整理し改正

3. 影響例規等

- ・糸満市生活環境保全条例施行規則（旧称：糸満市公害防止条例施行規則）
- ・糸満市生活環境保全審議会規則（旧称：糸満市公害対策審議会規則）